

## 国立大学法人筑波大学における教育研究費の不正使用等に係る調査に関する要項

平成25年4月18日  
学 長 決 定  
改正 平成26年12月25日  
改正 平成30年 9月26日  
改正 令和 4年12月 1日

### (目的)

- 1 この要項は、コンプライアンス推進規則（平成18年法人規則第25号。以下「コンプライアンス規則」という。）に定めるコンプライアンス通報のうち、教育研究費の不正使用等に関する通報に対応するための調査手続きに必要な事項を定め、円滑かつ迅速に調査することを目的とする。

### (定義)

- 2 この要項において、教育研究費の不正使用等とは次に掲げるものをいう。
  - (1) 架空取引による業者への預け金
  - (2) 出張届の改ざんなどによる実態のない旅費の請求
  - (3) 出勤簿の改ざんなどによる実態のない謝金及び給与の請求
  - (4) その他教育研究費の執行に当たり、法令、教育研究費の配分機関又は学内で定めた規則に違反する行為

### (調査チーム)

- 3 財務を担当する副学長（以下、「財務担当副学長」という。）は、コンプライアンス管理者から教育研究費の不正使用等に係る調査の要請を受けた場合は、調査チームを設置し調査させる。

### (組織)

- 4 調査チームは、次に掲げる委員で組織する。
  - (1) 財務担当副学長
  - (2) 被通報者が所属する組織の長
  - (3) 財務部長
  - (4) 監査室長
  - (5) 財務制度企画課長
  - (6) 被通報者の所属する組織の業務を処理する事務部門の長
  - (7) 学外の弁護士又は公認会計士等
  - (8) その他委員長が必要と認めた者

### (調査体制)

- 5 調査チームの全ての委員は、通報者及び被通報者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。

前項第7号の委員は、上記に加え、国立大学法人筑波大学と直接の利害関係を有しない者でなければならない。

(委員長)

6 調査チームに委員長を置き、第4項第1号の委員をもって充てる。

(委員以外の意見聴取)

7 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(調査)

8 調査チームは、次に掲げる調査及びその認定を別紙に定める不正使用等に係る調査マニュアルに沿って行う。

- (1) 不正の有無及び不正の内容
- (2) 不正に関与した者及び関与の程度
- (3) 不正使用相当額
- (4) その他必要な事項

(報告)

9 委員長は、前項の調査の結果をコンプライアンス管理者に報告するものとする。

(その他)

10 この要項に定めるもののほか、必要な事項はコンプライアンス推進規則の定めるところによる。

(事務)

11 調査チームの事務は、財務部財務制度企画課が処理する。

附 記

この要項は、平成25年4月18日から実施する。

附 記

この要項は、平成26年12月25日から実施する。

附 記

この要項は、平成30年9月26日から実施する。

附 記

この要項は、令和4年12月 1日から実施する。

## 別紙（第8項関係）不正使用等に係る調査マニュアル

### 第1 一般原則

#### 1 不正使用等調査依頼に基づく事前調査

コンプライアンス管理者から財務担当副学長に調査依頼があった場合、財務制度企画課は、財務担当副学長の指示に基づき、事前調査を行い、調査結果を財務担当副学長へ報告すること。

#### 2 委員会の招集及び審議

(1) 財務担当副学長は、上記1の報告を受けた場合、調査チームを招集し、次の事項について審議しなければならない。

- ア) 通報内容の信ぴょう性
- イ) 調査の要否

(2) 調査チームは上記(1)の審議において、調査の実施を決定した場合は、次の事項について検討するものとする。

- ア) 調査方針
- イ) 調査対象及び調査方法

#### 3 教育研究費の執行の停止

財務担当副学長は、必要に応じて、被告発者に対し、調査対象となった教育研究費の執行停止を命じることができる。

### 第2 競争的研究費等の配分機関への報告及び協議

当該調査対象が、国又は国が所管する独立行政法人（以下「配分機関」という。）から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金（以下「競争的研究費等」という。）の不正使用等である場合は次によらなければならない。

#### 1 配分機関への報告

財務制度企画課は、告発受付の日から30日以内に、調査チームの審議を踏まえ、調査の要否を配分機関に報告しなければならない。

#### 2 配分機関との協議

財務制度企画課は、調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法を配分機関に報告し、協議しなければならない。

#### 3 配分機関への報告及び調査の協力等

(1) 調査の過程において、不正の事実が一部でも確認された場合は、速やかに不正内容を認定し、配分機関に報告しなければならない。

(2) 配分機関からの求めがあった場合は、調査終了前であっても、調査の進捗状況の報告及び調査の中間報告を配分機関にしなければならない。

(3) 配分機関から求めがあった場合は、調査に支障がある場合を除き、配分機関が行う当該事案に係る資料提出又は閲覧、現地調査に応じなければならない。

(4) 調査終了後、調査の結果、不正発生要因、不正に関与した者が係わる他の競争的研究費等における運営及び管理体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書をすみやかに提出しなければならない。

- (5) 上記(4)の最終報告書は、告発を受け付けた日から210日以内に配分機関に提出しなければならない。また、調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を提出しなければならない。